

【中部本部主催】NOMA行政管理講座（オンライン専用）のご案内

【令和5年9月29日（金）開催】

# 相続をめぐる滞納整理上の諸問題と 納税義務承継の実務

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。本会事業活動には、平素より格別なご支援・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

地方税法その他の関係法令には、納税者について相続が開始された場合の納税義務承継に関する規定が置かれていますが、それらの規定に基づいて納税義務承継人に対する賦課徴収手続を開始するまでには、相当な時間と事務量を必要とするのが実情です。そのため、賦課徴収事務の効率という観点から、特に、滞納者について相続が開始された事案については、処理の優先順位が後位とされているのが実情ではないかと推測されます。しかしながら、それらの事案については、月日が経てば経つほど、相続関係の調査等が困難化することは周知の事実であり、また、その間に新たな相続開始事案が発生し積み重なれば、地方税事務をますます圧迫することになりかねません。

そこで本講座では、地方税の賦課徴収事務の担当者の皆様に、納税義務承継事案の処理に抵抗なく取り組んでいただくことを目指すとともに、簡素合理化の余地がないのかどうか考えていただくきっかけとなることも目的として、納税義務承継事案の処理に関する実務上の要点について説明します。

時節柄ご多忙の折とは存じますが、この機会に是非、徴収担当職員の方々多数のご参加をお勧め申し上げます。 敬具

## 記

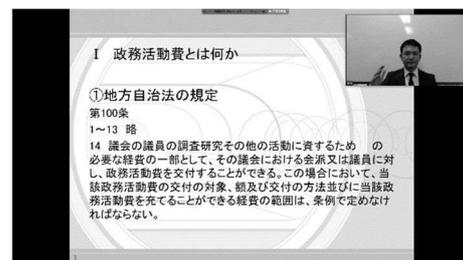
日 時：令和5年 9月 29日（金）10:00～16:00 【5時間】

開催形式：オンライン受講専用（配信ツール：Zoom ミーティング）

講 師：(元)国税庁 徴収課 係長 栗谷 桂一 氏

参加料(負担金 1名につき)

	負担金	消費税等	合計
NOMA会員	31,000 円	3,100 円	34,100 円
一 般	34,000 円	3,400 円	37,400 円



受講画面イメージ

お申込の流れ：①本会 HP の各セミナー詳細画面からお申込みください。折り返し請求書・参加券をお送りします。  
(裏面の申込欄をご記入の上、FAXでのお申し込みも可能です)

②開講の3営業日前までを目途に、「受講用 URL」と「テキストデータ」を、登録いただいたメールアドレスへ送信します。テキストデータは印刷してご利用ください。  
(テキストは製本版の郵送となる場合もございます)

③Zoom ミーティングの視聴環境をご用意いただき、開始時刻までにご入場ください。  
マイク・カメラのご用意は不要(任意)です。

諸 注 意：上記参加料は1名分です。1名分での申し込みに対して複数名での視聴は固くお断りいたします。  
録音・録画・資料複製につきましても、著作権保護のためお断りいたします。

当日受講用 URL に入場されなかった場合、及び貴庁の通信不具合等による視聴遅滞・中断の場合も、返金できかねます。恐れ入りますがあらかじめご了承ください。

領収書は振込金受領書をもって代えさせていただきます。

参加者が少数の場合や感染症・天災等の状況により、中止・延期とさせていただきます。

キャンセル：キャンセルされる場合は下記へご連絡ください。

開講日の5営業日前から、または受講用 URL 発行後やテキスト到着後は、参加料の100%を申し受けます。

お問合せ：一般社団法人日本経営協会 中部本部 企画研修グループ

お申込先 〒461-0005 名古屋市東区東桜 1-13-3 NHK 名古屋放送センタービル 10F

TEL (052)957-4172 FAX (052)952-7418 メールアドレス chubu-kkg@noma.or.jp

※お問合せは、平日の9:15～17:15にお願いいたします

以上

# 講義項目

## 第1章 相続による納税義務承継の概要

- 1 納税義務承継の法的性質
- 2 承継の対象となる納税義務
- 3 相続分に関する諸問題・遺言がある場合 等

## 第2章 課税前に相続が開始された場合

- 1 賦課期日前に相続が開始された場合と賦課期日以後に相続が開始された場合
- 2 固定資産税に係る台帳課税主義・真の所有者課税主義の下での相続開始
- 3 相続開始を知らないでした課税処分との効力
- 4 相続人代表者の指定及び告知書の送達 等

## 第3章 滞納者について相続が開始された場合

- 1 相続開始前に着手した滞納処分の続行
- 2 相続開始を知らないでした滞納処分の効力
- 3 納税義務承継人等からの徴収
  - (1) 納税義務承継通知までの一般的な手順
  - (2) 納税義務承継人が確定するまでの諸問題
    - ・徴収権の消滅時効
    - ・熟慮期間の経過の有無
    - ・相続放棄の効力（法定単純承認）等

- (3) 納税義務承継人又はその不存在が確定した後の諸問題
  - ・差押財産の選択・差押え換えの請求
  - ・限定承認の場合の徴収手続
  - ・相続財産法人からの徴収手続 等

## 第4章 滞納者が財産を相続した場合

- 1 相続財産に対する滞納処分
  - (1) 相続開始後、遺産分割前の諸問題
    - ・共同相続財産（不動産、預貯金等）の差押え
    - ・遺産分割の遡及効と第三者 等
  - (2) 遺産分割後の諸問題
    - ・遺産分割の第三者対抗要件
    - ・遺産分割と第二次納税義務
    - ・「相続させる」旨の遺言と登記 等
  - (3) 滞納者が相続放棄した場合
  - (4) 遺言執行者がいる場合 等
- 2 相続財産上の質権等と相続人固有の租税との優劣関係 等

※講義の進行等により指導項目は一部変更となる場合がございます。

## <講師紹介> (元) 国税庁 徴収課 係長 栗谷 桂一 氏

平成 6年 国税庁徴収課訴訟係長 平成 10年 東京国税不服審判所国税審査官  
 平成 12年 預金保険機構特別業務部調査役（住宅金融債権等回収業務）  
 平成 15年 税務署統括国税徴収官、東京国税局徴収部特別国税徴収官付総括主査、同部特別整理総括二課総括主査  
 平成 19年 同国税局国税訟務官 平成 20年 税務大学校研究部教授  
 平成 23年 税務署副署長、税務署特別国税徴収官、東金税務署長を経て平成 29年 7月定年  
 その後、再任用職員として令和 2年 7月まで税務署徴収部門で滞納整理実務に従事、同月退官

### 【著書論稿等】

- ・税大論叢 2010年 6月 64号「質問検査権行使を巡る諸問題—徴収職員の質問検査権を中心として—」
- ・同 2011年 6月 68号「詐害行為取消権の見直し論について—国税徴収実務の観点から偏頗弁済を中心に—」
- ・税大ジャーナル 2011年 10月号「被差押債権の消滅時効の中断に関する裁判例の概観」
- ・ケーススタディー滞納整理 50選（ぎょうせい、1995年、徴収事務研究会、一部執筆担当）
- ・月刊「税」判例からさぐる徴収キーワードと滞納整理実務のポイント（ぎょうせい、2000年 3月号～2004年 8月号、徴収関係判例研究グループにおいて執筆担当）
- ・同誌 ここが知りたい最新税務Q&A徴収関係（2011年 5月号～現在、地方税徴収問題研究会において執筆担当）等

## ■受信環境について ※Zoom を利用します

必要備品は **パソコン** もしくは **タブレット** のみです（視認性等の理由からパソコンのご利用を推奨しております）  
 受講者は **カメラ・マイク不要**（任意）です

・**配信専用スタジオから講師がライブ配信する講座です。受講者も全員オンライン参加となります。**  
 （受講者が着席している研修会場の様子を中継する形式ではございません）

・**ご質問についても、講師とリアルタイムで直接応答いただくことが可能です。**

オンライン専用講座に関するお問い合わせ・ご要望は、NOMA 中部本部 企画研修グループへ是非お寄せください

日本経営協会・中部本部 行（FAX 申込の場合はこの面をそのまま送信してください）

**FAX(052)952-7418**  
 R5.9/29

60020738 「相続をめぐる滞納整理上の諸問題と納税義務承継の実務」オンライン専用講座・参加申込書 年 月 日

団体名		TEL ( ) —	ご連絡担当者	通信欄
		Fax ( ) —	(参加者と同じ場合は記入不要)	
住所	〒		所属・役職名	
参加者氏名		所属・役職		
参加者メールアドレス（可能であればグループアドレスではなく、個人アドレスのご記入をお願いします）			氏名	

※請求書に関するご要望がありましたら通信欄に記入ください(例:発行日…○月○日/支払期限○月○日希望 等)  
 請求宛先についてご教示ください。(  団体名と同じ  その他: ) 宛)

- ・2名様以上でお申込の場合は、別紙等に記載しあわせてお送りいただくか、複写してご利用ください。
- ・参加申込書にご記入いただいた情報は、以下の目的に使用させていただきます。

①参加券や請求書の発送などの事務処理 ②セミナーなど本会事業のご案内 なお②がご不要の場合は、右□をチェックしてください。  ④